

議案第7号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の方を佐野市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	大 橋 國 男	██████████ ██████████	██████████

理 由

本市の固定資産評価審査委員会委員 大橋國男様は、本年5月18日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方税法抜粋

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 …省 略…

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4・5 …省 略…
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7-9 …省 略…

(固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価員

2 …省 略…

(固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)

第426条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

履 歴 書

住 所

[REDACTED]

大 橋 國 男

[REDACTED]

学 歴

1 昭和42年 3月

[REDACTED]

1 昭和46年 3月

[REDACTED]

職 歴

1 昭和42年 4月

関東信越国税局総務部勤務

1 平成 9年 7月

栃木税務署総務課長を拝命

1 平成10年 7月

国税庁長官官房総務課監督官室関東信越派遣監督官を拝命

1 平成12年 7月

上田税務署副署長を拝命

1 平成14年 7月

宇都宮税務署特別国税調査官を拝命

1 平成16年 7月

大町税務署長を拝命

1 平成17年 9月

[REDACTED]

1 平成18年 7月

関東信越国税局総務部税務相談室主任税務相談官を拝命

1 平成20年 7月

同 退職

1 平成20年 8月

[REDACTED]

1 平成29年 5月

佐野市固定資産評価審査委員会委員に就任 現在に至る

賞 罰

[REDACTED]

[REDACTED]